

## 9. 地域生活移行は、アパート等住宅への事例が3分の2、交流を有するアフターケア、伴走型支援も、4分の1ほど行われている

1. 脱ホームレス支援を受けた人の、**地域でのアパート生活実現**:56.3%(大都市48.1%、地方都市73.5%)、社宅やドヤなど他の住居形態へ移行:9.0%、失踪や死亡:15.8%、福祉・医療関連施設に入所:15.7%、矯正施設:1.4%
2. **アフターケアのメニュー上位**:「自由な来訪」「生活相談」「話し相手」「身上相談」、2割以上:「定期的連絡」「定期的訪問」「交流会・食事会等の開催」「支援対象者間の交流の場所・仕組み」
3. 地域のアパート生活者に対して実施されている「**交流有**」アフターケアの事例は、全移行者のうちの26.6% 孤立を解消する**伴走型支援**の実践
4. **支援の内容**は:「定期的連絡」「支援対象者間の交流の場所・仕組み」「交流会・食事会等の開催」「定期的訪問」

## 10. 脱ホームレス支援における就労へのつなぎ、生活保護一辺倒ではない多様な生活が一部実現

1. ホームレス状態に至る**直前の雇用状態**で無職の割合:89.1%
2. 支援開始後の**就労率**:15.2%
3. 移行前後の**就労実績**:20.4%
4. **雇用形態**は、派遣・パート:15.0%、正社員(社保有)+正社員(社保無)+派遣(日雇除く):6.1% 少しでも安定した雇用の創造の必要性
5. **収入源**就労のみ:11.0%、半福祉半就労(生活保護+就労):10.4%、年金のみ、生保と年金を組み合わせた年金受給:6.2%、生活保護のみ:49.0%
6. **移行後の就労実績**:28.6% 支援期間が半年～1年未満の層の就労実績:38.6%>支援期間が3ヶ月～半年未満の層の就労実績:34.5%
7. 半年後の**就労の継続率**:61.5%
8. 就労実績のある人への**特徴的な支援メニュー**:「就労相談」、「就労先の情報提供」、「仕事の提供」、「職場との調整」、「就業訓練」、「就業の保証人提供」、「資格取得支援」
9. **民間団体の就労自立支援の達成値**:20.4%、ホームレス自立支援センター全国平均:39.2%

## 11. 広範化してゆくホームレスという対象に呼応した予算の伸び

1. 予算の伸びは、ホームレスになる恐れのある人や、住居喪失者への支援が、**緊急一時宿泊事業や総合相談事業、NPOなどが行く生活困窮者等支援事業の強化、そして地方都市にも拡大した**ことを反映。
2. ホームレス自立支援センターで8,620人(2010年度)、民間のホームレス支援団体で6,500人(推計値)、**合計15,120人が、こうした対策予算を背景に脱ホームレスを実現。**

ホームレス対策予算の推移 (百万円)

年度	2000	2003	2006	2008	2009	2010	2011
ホームレス対策予算総計	972	2,703	3,304	3,098	6,816	8,096	11,052
職業安定局	80	872	1,191	989	981	992	1,047
健康局	0	0	10	5	5	5	5
社会・援護局	892	1,831	2,104	2,104	5,830	7,099	10,000
(総合相談推進事業)	0	306	317	317	1,037	1,523	2,243
(自立支援事業)	892	1,035	1,230	1,230	2,460	2,460	3,030
(シェルター事業)	0	447	444	444	2,109	2,942	3,161

※ホームレス自立支援センターは、月一人当たり8.3万円と推計、居宅の生活保護費12万円前後、更生施設14万円、救護施設27万円、矯正施設(刑務所)30万円、病院40万円から65万円と推計。

## ホームレス状況の広範化と脱ホームレス支援の実績とその評価

NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク

### ホームレス対策を終えてはいけない!

—自立支援法の延長と、より拡充した対策を—

#### ●毎年4万人強がホームレス状態に!

(路上生活1万人と合わせ、5万人を対象にしたホームレス対策が必要!)

#### ●若年者と路上生活になる恐れのある層の割合が激増

(21%が45歳未満、1ヶ月未満の路上生活者17%、路上生活を経験していない住居喪失層52%)

#### ●低学歴、障がい、不安定就労が3大要因、伴走型支援の重要性

(中学卒48%、各種障がい9~14%、正規雇用(社会保険加入)はわずか21%)

## 1. 広義のホームレスとは誰か?を徹底的に追究

1. **路上生活者(野宿生活者)のほか、不安定な居住状態にある者も含めて、「広義のホームレス」と定義する。**例えば、アパート等の家賃滞納によって退去を迫られている者、インターネットカフェやファーストフード店などで寝泊りしている者、飯場・ドヤ等に居住する者も、「広義のホームレス」に該当する。また、ホームレス自立支援センターや緊急一時宿泊施設(シェルター)、無料低額宿泊所に入所する者も、「広義のホームレス」に該当する。
2. この広義のホームレスの状況と支援の実態を明らかにするために、NPO法人ホームレス支援全国ネットワークが厚労省の研究事業で、**3つの調査を実施した。**本リーフレットはその簡便なまとめである。

本報告書web [http://www.homeless-survey.jp/pdf/20110331\\_KGhIReport.pdf](http://www.homeless-survey.jp/pdf/20110331_KGhIReport.pdf)

また下記で詳しい紹介をおこなっている

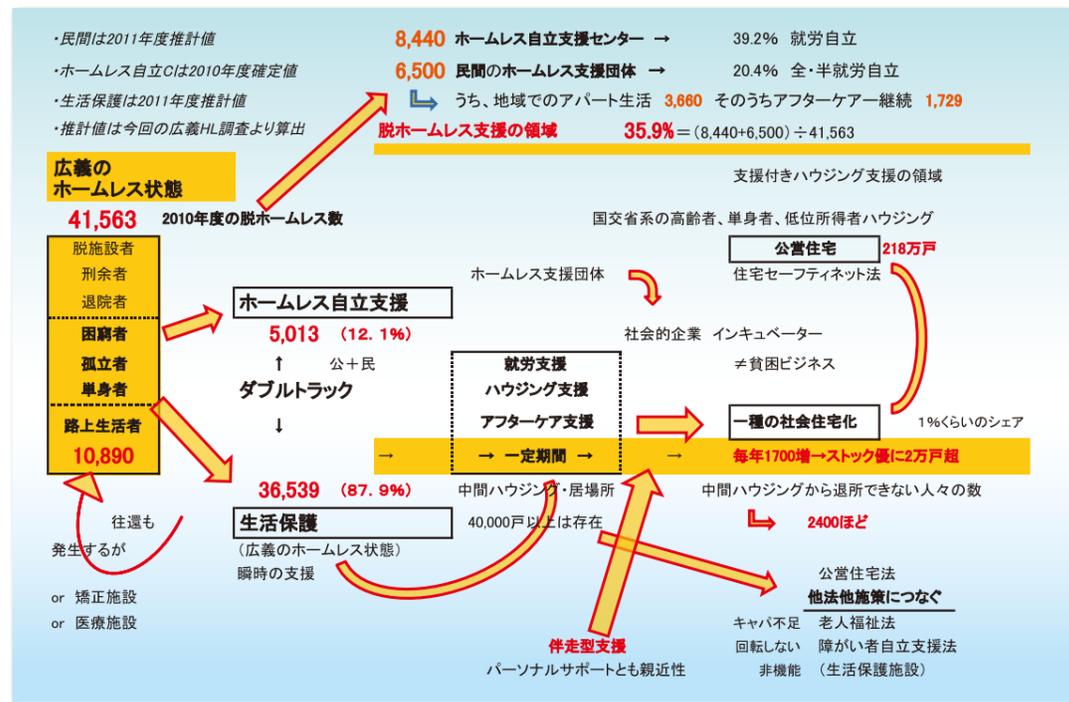
- 「『広義のホームレスの可視化と支援策に関する調査』の概要」、ホームレス支援全国ネットワーク調査分析チーム(文責:水内俊雄・垣田裕介)「ホームレスと社会」第5号、2012年1月刊行、明石書店
- 「脱ホームレス支援から学ぶ日本型「社会住宅」の現状とその可能性—ポストホームレス自立支援法と住宅のナショナルミニマム—」、水内俊雄、「ホームレスと社会」第5号、2012年1月刊行、明石書店

## 2. 前例のない数千人クラスに達する3つの大規模調査の実施

1. **【移行者等調査】**: 調査対象は、2008~2009年度の2年間に、ホームレス支援団体の支援を既に受け、脱ホームレスし居住の次ステージに移行した人、回答団体100、回答数3,858、回答母数7,400。
2. **【入居者調査】**: 調査対象は、2010年10月時点での、ホームレス支援団体の運営する中間ハウジング入居者、回答団体100、回答数1,519、回答母数8,750。
3. **【福祉事務所調査】**: 調査対象は、2011年2月の1ヶ月間に、広義のホームレスの定義に合致する人で福祉事務所等で生活保護が開始決定となった人、回答福祉事務所数878(1303から回収率67.4%)、回答数1,889。

3. 路上には1.1万人だが、毎年4.1万人規模の脱ホームレスが日本で進行。生活保護が88%、ホームレス自立支援が12%と、最後のセーフティネットのダブルトラック化も定着。脱ホームレス支援の網にかかる事例は、36%に

- 路上生活者：10,890人（2011年1月）
- ホームレス支援団体を通じて脱ホームレスをした人々：6,500人（2010年度調査より推計）うち就労自立715人→①、年金自立136人→②
- 生活保護を利用して脱ホームレスをした人：36,539人（2010年度調査より推計）→③
- ホームレス自立支援センターを利用して脱ホームレスをした人：8,440人（2010年度）→生活保護を使わなかった人4,162人→④
- 民間のホームレス支援団体の中間ハウジングの入所者：30,000人（2010年10月推計）
- 2010年度日本で何らかの形で脱ホームレスをした人は、①+②+③+④=41,563人うち生活保護を使わなかった人①+②+④=5,013人（12.1%）



4. ホームレスの人々:あらゆる年代に広く均等に分布する構造に変化した。特に、若年層にも広がるホームレス現象、低学歴、障がいと不安定就労の状況は、この若年層に特に深刻にみられる

- 女性：8.7% 外国籍：2.5% 平均年齢：55.8歳(%値は、以下すべて3調査の単純平均値)
- 44歳以下：21.2%、45歳以上54歳以下：18.5%、55歳以上64歳以下：34.5%、65歳以上：25.9%
- 最終学歴 中学卒業：47.6% (35歳以下で43.0%)
- 精神障害 (疑いも含む)：13.9% (手帳所持率全国データ0.43%)
- 知的障害 (疑いも含む)：8.6% (手帳所持率全国データ0.64%)
- アルコール依存：10.1%
- ホームレス状態になる以前の比較的安定したときの雇用状況 正規雇用 (社会保険有)：21.1%、正規雇用 (社会保険無)：26.2%、非正規雇用：21.9%、自営業：17.1%、無職：17.5%

5. 路上生活者に加え、住居喪失者／不安定居住者という新しいホームレスの増加。路上生活者も1ヶ月未満の極めて短期の事例が増加

- 1年以上の路上生活：13.0%
  - 1ヶ月以上1年未満の路上生活：18.0%
  - 1日から1ヶ月未満の路上生活：17.4%
  - 路上生活を経験していない住居喪失者／不安定居住者：51.6%
  - うち、居宅 (本人や家族の名義)：27.4% 短期居所 (ホテルやドヤ、ネットカフェ、ファーストフード店等)：37.6% 支援団体の中間ハウジング：17.2% 医療施設：10.3%
- 1日以上の路上生活：48.3%

6. ホームレス状態の人々への生活保護開始ケースのうち、世帯類型の「その他」世帯が著増。居宅につながるのは、3分の1強にとどまる。生保や野宿の往還も見られる

- 「その他」世帯：53.2% (全国平均13.5%)
- 「傷病・障がい者」世帯：27.8% (同34.3%)
- 「高齢者」世帯：16.9% (同44.2%)
- 「母子」世帯：2.2% (同7.8%)
- 複数回以上の生活保護歴：30.1% (四大都市：42.0%、地方都市：18.3%)
- 複数回以上の野宿歴：43.8%
- 生活保護開始後の居住形態 居宅：36.5%、宿泊所：21.2%、病院：12.6%、第1種社会福祉施設：9.3%

7. アウトリーチの実践は、社会的困窮者をインテークするうえで、最も間口の広く他に例を見ない支援の取り組み

- ファーストコンタクト 路上+炊き出しのアウトリーチ型：33.0%、福祉事務所：43.9%、本人から：8.4% 民間NPOの特筆すべき活動

8. 中間ハウジングは脱ホームレス支援に不可欠。中間ハウジングを退所できない人が4分の1以上。障がいを抱えていて居宅移行できない事例も。他法他施策が使えず、中間ハウジングで受け入れざるを得ない現状

- 民間の脱ホームレス支援での自前の中間ハウジングの利用：59.7%
- 平均支援期間 中間ハウジング利用有：13.9ヶ月、利用無：5.7ヶ月
- 中間ハウジング入所者の平均入所期間：24.4ヶ月
- 7割以上の実施メニュー：「安否確認」「生活相談」「話し相手」「身上相談」「食事提供」「生活用品提供」
- 3割以上7割未満の実施メニュー：「行政への付添」「生活保護の申請支援」「日常生活ケア」「住民票得支援」「交流会・食事会等の開催」「身辺ケア」「就業相談」「通院付添」
- 難易度の高いメニュー：「地域住民との交流の場所・仕組み」「自立までの個人プランの作成」
- 中間ハウジングから居宅・施設への移行について、本人・支援者ともに可能と判断：44.5%、ともに施設が妥当と判断：9.8%、本人・支援者ともに退所は無理と判断：27.7%
- 上記の27.7%の移行困難なケースで、精神障がい：41.2%、知的障がい：41.6%